

令和 7 年度 ひたちなか市省エネ家電買換え補助金 よくあるご質問 (FAQ)

【1. 事業の概要について】

Q1-1. この補助金はどのような目的の事業ですか？

A. ご家庭でのエネルギー価格高騰による影響を緩和し、市民の皆様の生活を支援するとともに、省エネ性能の高い家電への買換えを促進することで、温室効果ガスの排出量を削減することを目的としています。

Q1-2. 補助金の申請期間はいつからいつまでですか？

A. 申請の受付は令和 8 年 2 月 27 日（金）までです。ただし、市の予算の上限に達し次第、期間内であっても受付を終了する場合がありますので、お早めの申請をおすすめします。

Q1-3. 補助金の対象となる購入期間はいつですか？

A. 申請期限（令和 8 年 2 月 27 日）までに購入・設置・古い家電の処分・申請までを完了させていただく必要があります。

Q1-4. 補助金の財源は何ですか？

A. 国の重点支援地方交付金を活用して実施しています。

Q1-5. 補助金はいくらもらえますか？

A. 購入した店舗によって上限額が変わります。

- ・市内に本社がある中小企業の店舗で購入した場合：最大 8 万円
- ・上記以外の市内の店舗で購入した場合：最大 7 万円

いずれの場合も、補助対象経費（税抜本体価格など）の 1/2 が基本の補助額となります。さらに「市内に本社がある中小企業の店舗で購入した場合」は基本補助額に+1 万されます。

Q1-6. 問い合わせはどこにすればよいですか？

A. ひたちなか市環境政策課へお問い合わせください。

Q1-7. 予算がなくなった場合、どうなりますか？

A. 申請受付期間中であっても、予算の上限に達した場合は受付を終了します。市のホームページ等でお知らせしますので、最新の情報をご確認ください。

Q1-8. 補助金は何回でももらえますか？

A. いいえ、補助金の交付は、1 世帯につき冷蔵庫 1 台、エアコン 1 台までです。過去にこの補助金を受けた家電と同じ品目は申請できません。

Q1-9. この事業は来年度以降も実施されますか？

A. この補助金は令和7年度の事業です。来年度以降実施の予定はありません。

【2. 対象者について】

Q2-1. 誰でも申請できますか？

A. 以下のすべての条件を満たす方が対象です。

- ・ひたちなか市に住民登録があること。
- ・申請者本人だけでなく、同じ世帯の全員が市税を滞納していないこと。
- ・補助金申請をしようとしている家電と同種の古い家電（冷蔵庫またはエアコン）を法律に基づき適正に処分したこと。
- ・申請する家電について、国や他の自治体の補助金、またはこの補助金を同じ世帯の誰も受けていないこと。

Q2-2. 法人名義での申請はできますか？

A. いいえ、できません。申請者は市内に住民登録のある個人の方に限ります。

Q2-3. ひたちなか市に住んでいますが、住民票は別の市にあります。対象になりますか？

A. いいえ、対象になりません。申請日時点で、ひたちなか市に住民登録があることが条件です。

Q2-4. 世帯分離をしています、同居している家族が過去に補助金を受けました。私は申請できますか？

A. 住民票上で世帯が別であれば申請は可能です。

Q2-5. 市税を滞納していますが、これから納付すれば対象になりますか？

A. はい、申請時点で滞納がなければ対象となります。申請前に必ず完納してください。ただし、支払い方法によっては、反映されるのに数日から数週間かかるため、お早めに感応してください。

Q2-6. 賃貸住宅（アパートやマンション）に住んでいますが、対象になりますか？

A. はい、対象になります。ご自身が居住している市内の住宅であれば、持ち家・賃貸は問いません。ただし、エアコン等の設置や古い家電の処分は必ず貸主等ご相談の上、実施してください。

Q2-7. 別荘や事業所（店舗兼住宅の店舗部分など）に設置した家電は対象ですか？

A. いいえ、対象外です。申請者本人が日常的に居住している市内の住宅の居住部分への設

置が対象です。店舗兼住宅の場合は、間取り図を提出いただく予定です。

Q2-8. 冷蔵庫とエアコンを両方買い換えました。2 台とも申請できますか？

A. はい、可能です。冷蔵庫で 1 回、エアコンで 1 回の合計 2 回まで申請できます。ただし、申請は 1 台ずつ別々に行う必要があります。

Q2-9. 申請者と購入者が別でもよいですか？（例：申請は夫、領収書の宛名は妻）

A. 申請者と領収書の宛名は原則として同一である必要があります。世帯主ではなくても申請は可能ですので、領収書の宛名の方で申請してください。

Q2-10. 申請前にひたちなか市外へ転出してしまいました。申請できますか？

A. いいえ、できません。申請時点でひたちなか市民であることが条件です。

【3. 対象家電について】

Q3-1. どのような家電が対象ですか？

A. 国の定める省エネ基準を満たした、新品の「冷蔵庫」または「エアコン」です。

- ・冷蔵庫：省エネ基準達成率 100%以上（目標年度 2021 年度）
- ・エアコン：省エネ基準達成率 100%以上（目標年度 2027 年度）

Q3-2. 対象製品かどうかは、どこで確認できますか？

A. 家電製品の「統一省エネラベル」で確認できます。（<https://seihinjyoho.go.jp>）

また、資源エネルギー庁の「省エネ型製品情報サイト」で検索するか、購入する販売店にご確認ください。

Q3-3. 中古品は対象になりますか？

A. いいえ、対象になりません。新品に限ります。

Q3-4. 購入金額が 7 万円未満の家電は対象外ですか？

A. はい、対象外です。本体価格(税抜き・店内値引き等を除く。)が 7 万円以上の製品が対象となります。

Q3-5. 7 万円という金額に、設置工事費やリサイクル料金は含みますか？

A. いいえ、含みません。7 万円は、消費税、設置工事費、リサイクル料金、配送料などを除く、製品本体の価格で判断します。

Q3-6. 2 台購入して合計 7 万円以上になれば対象ですか？

A. いいえ、対象になりません。1 台あたりの製品本体価格が 7 万円以上である必要があります。

Q3-7. 補助対象経費には何が含まれますか？

A. 製品本体の購入費用（税抜）が対象です。設置工事費，配送料，リサイクル料金，消費税，ポイントや商品券での支払分などは対象外となります。

Q3-8. 窓用エアコンやポータブルエアコン，冷風機は対象ですか？

A. 対象となるのは，日本産業規格（JIS C9901）に基づく省エネルギーラベルが発行されている壁掛け型のエアコンディショナーです。それ以外のものは対象外となる可能性が高いです。

Q3-9. 業務用（店舗用など）のエアコンや冷蔵庫は対象ですか？

A. いいえ，家庭用の製品が対象です。

Q3-10. インターネット通販で購入した製品は対象ですか？

A. 対象外です。この補助金は，市内経済の活性化も目的の一つであるため，ひたちなか市内に実店舗を構える事業者からの対面での購入が対象となります。領収書に市内の店舗の住所が記載されていることをご確認ください。（ウェブサイトで注文し，市内の店舗で支払い・受け取りを行う場合など，対象となるケースもありますので，詳しくは販売店にご確認ください。）

Q3-11 古い家電を，買取等してもらい，新品を購入しました。補助金の対象となりますか。

A. 対象外です。補助金の対象となる方は，補助金の対象となるのは，家電リサイクル法に基づき適正に処理した方です。（補助金の申請には，家電リサイクル券排出者控の写しを添付する必要があります。）

Q3-12 補助申請者、購入者、リサイクル家電排出者（リサイクル券に記載する氏名）が異なる場合、補助の対象となりますか。

A. 対象外です。家電の購入者、補助金の申請者及びリサイクル家電の排出者は，同一でなければなりません。

Q3-13 リサイクル処分する既存の家電製品に消費電力量等の基準はありますか。

A. 既存の家電製品に特段の要件はありません。家電リサイクル法に従って適正に処分して下さい。

【4. 購入方法について】

Q4-1. どこで購入すればよいですか？

A. ひたちなか市内に所在する店舗または事業所でご購入ください。市外の店舗からの購入は対象外です。

Q4-2. クレジットカードで支払ってもよいですか？

A. はい、問題ありません。支払い方法は問いませんが、申請者本人名義のレシートや領収書が必要です。

Q4-3. ポイントや商品券を使って購入した場合、補助金の計算はどうなりますか？

A. ポイントや商品券、割引券などを使用した分は、補助対象経費から除外されます。例えば、税抜 8 万円の製品を 1 万円分のポイントを使って購入した場合、補助金の計算対象となるのは 7 万円となります。

Q4-4. 領収書の宛名はなんと記載してもらえばよいですか？

A. 申請者ご本人のフルネームを記載してもらってください。

Q4-5. 領収書に購入した製品の型番が記載されていません。どうすればよいですか？

A. 領収書とは別に、購入した製品の型番がわかる内訳明細書などを発行してもらってください。

Q4-6. 古い家電の処分はどうすればよいですか？

A. 家電リサイクル法に基づき、適正に処分してください。新しい製品を購入する店舗に引き取りを依頼するのが一般的です。その際に発行される「家電リサイクル券」の控えは申請に必要ですので、必ず保管してください。

Q4-7. 自分で指定引取場所に持ち込んでもよいですか？

A. はい、問題ありません。その場合も、郵便局で家電リサイクル券を購入し、手続きを行う必要があります。

Q4-8. 古い家電をリサイクルショップに売却したり、知人に譲ったりした場合は対象になりますか？

A. いいえ、対象になりません。家電リサイクル法に則って料金を支払い、適正に処分した場合のみが対象です。

Q4-9. 買換えではなく、新規設置の場合は対象になりますか？

A. いいえ、対象になりません。この補助金は、既に使用している冷蔵庫またはエアコンか

らの「買換え」が条件です。

Q4-10. 複数の製品をまとめて購入し、1枚の領収書に記載されています。大丈夫ですか？

A. 問題ありませんが、補助対象となる製品の本体価格が明確にわかるように、内訳が記載されている必要があります。

Q4-11. レシートの中に値引き額が記載されていますが、複数の製品を購入したためどの製品に対する値引額なのかわかからないです。どのように申請すればいいですか。

A. 値引きの対象がわからない場合は、補助対象家電の本体購入費（税込）から値引き額を引いた額が補助対象経費となります。

Q4-12. 購入に伴い付与されるポイントは、購入費用から減額されますか。

A. 支払金額に応じて付与されるポイントについては、考慮せず購入費用から減額しません。

Q4-13 電子マネーや商品券、割引券等で支払った場合、補助の対象となりますか。

A. 電子マネーでの支払いの対象になります。商品券や割引券等で支払った場合は対象になりません。現金、クレジットカードおよびキャッシュレス決済（例：電子マネー や QR コード決済）以外で支払った分については、補助対象外となります。

【5. 必要書類について】

Q5-1. 申請に必要な書類を教えてください。

A. 以下の書類が必要です。

- ・申請書（様式第1号）
- ・市税等調査同意書（様式第2号）
- ・領収書（購入日、購入店、製品名、金額(本体価格等の内訳の記載が必要)、申請者氏名がわかるもの）の写し
- ・メーカー保証書のコピー（購入日記入のもの）
- ・設置写真（設置状況と製品の型番がわかるもの2枚以上を推奨）
- ・家電リサイクル券のコピー
- ・店舗兼住宅に申請される方は、住宅の平面図に家電をどこに配置したかを記載の上ご持参ください。（手書き等でも問題ありません。）
- ・口座振替先の確認ができる書類

Q5-2. 領収書を紛失してしまいました。どうすればよいですか？

A. 購入した店舗に依頼し、領収書の再発行を受けてください。

Q5-3. メーカー保証書に購入日記入がありません。

A. ご自身で記入するか、販売店に記入を依頼してください。日付の記載がない場合は不備となります。

Q5-4. 設置写真はどのように撮ればよいですか？

A. ①家全体と家電が写っている写真（どの部屋に設置したかわかるように）と、②製品の型番が記載されている部分をアップで撮影した写真 の 2 枚をご用意いただくのが確実です。

Q5-5. 家電リサイクル券はどの部分のコピーが必要ですか？

A. 排出者（申請者）の名前、リサイクルした品目、管理票番号などが記載されている「排出者控」の部分のコピーを提出してください。

Q5-6. 申請書や同意書はどこで入手できますか？

A. 市の環境政策課窓口で配布します。

Q5-7. 書類に不備があった場合はどうなりますか？

A. 市の担当者からお電話などでご連絡します。修正や追加提出が必要となり、手続きに時間がかかる場合がありますので、提出前によくご確認ください。

Q5-8. 振込先口座は誰の名義でもよいですか？

A. いいえ、申請者本人名義の口座に限ります。そのほかの方は指定できません。

Q5-9. 「市税等調査同意書」とは何ですか？

A. 補助金の条件である「市税の滞納がないこと」などを市が確認するために、住民情報や納税状況を調査することに同意していただく書類です。この書類を提出いただくことで、ご自身で納税証明書などを取得する手間が省けます。

【6. 手続きについて】

Q6-1. 申請はいつ行えばよいですか？

A. 対象家電の購入・設置・古い家電の処分がすべて完了した後に、速やかに申請してください。

Q6-2. 申請方法は？

A. 市環境政策課窓口へ直接持参してください。

Q6-3. 申請してから補助金が振り込まれるまで、どのくらいかかりますか？

A. 申請書類の審査，交付決定，請求書の提出を経てからの振込となります。通常，申請受付から 2～3 か月程度かかる見込みですが，申請状況により前後する場合があります。

Q6-4. 申請を取り下げることができますか？

A. はい，可能です。担当課までご連絡ください。

Q6-5. 申請内容に間違いがありました。どうすればよいですか？

A. 速やかに担当課までご連絡ください。

Q6-6. 補助金は現金でもらえますか？

A. いいえ，現金での交付は行いません。申請者ご本人名義の銀行口座への振込となります。